

議題 2 琵琶湖博物館 第三次中長期基本計画および評価制度について

1. 行動計画の策定（別紙）

2. 評価制度について（協議事項）

この議題では、中長期基本計画を適切に遂行するために必要な評価制度の在り方について提案します。評価のあり方、制度発足にあたり検討を要する事柄や留意すべき点等のご討議をよろしくお願いいたします。

2-1. 第三次中長期基本計画の経過と基本的な考え方

- ① 2021年4月1日に第三次中長期計画を策定
- ② この計画は2030年に琵琶湖博物館が社会において果たす役割を想定し、10年間で到達を図ることを意図している
- ③ 10年間で変わるべきこと、10年後に向けて今やっておかなければならないことなどを整理したもの。
- ④ 6つの事業目標とその下に設定した17の重点事業について工程を明らかにし、それに沿って事業を進める。
- ⑤ 工程の進捗状況、効果の有無、社会状況の変化等を勘案して柔軟に見直しながら進めた方がよいことから、少なくとも5年を一つの区切りとして全面的な見直しを行う。また、5年間の間であっても継続的に点検と見直しを行い、最適化を図る

2-2. 中長期基本計画の評価制度

(1) 評価制度の基本的な考え方

- ① 前項の⑤の考え方を実践するため、中長期基本計画の実行にあたって年度毎に評価を実施する。
- ② 評価は進捗状況を中心に行う。事業によっては効果測定を行い、重点目標に照らして選択した事業の進め方が効果的・効率的であるかを検証する。
- ③ 評価は、事業実施者（博物館）が自ら行う自己評価と、自己評価結果に対する外部評価の二段階で行う。
- ④ 自己評価は、進捗状況や課題を的確に把握し、常に最適化を目指すために行う。
- ⑤ 外部評価は、中長期基本計画に掲げた10年後の姿および各事業目標を念頭に置き、博物館が進めようとする重点事業を見守り、適正な方向に進むよう助言を行う。

(2) 外部評価の考え方

中長期基本計画の事業目標およびその実現のための重点事業が幅広い分野にわたって設定されていることから、前項⑤の考え方を実現するには多様な立場の評価者が必要となる。また、中長期基本計画自体が「社会における琵琶湖博物館の役割」を想定してい

ることから、評価には利用する側の視点が含まれていることが望ましい。

これらの条件を満たす外部評価者としては、琵琶湖博物館協議会が適任である。

琵琶湖博物館協議会は、「博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関」（博物館法第二十条 2）である。中長期基本計画における外部評価はこの活動の一環として位置づけられ、館が作成した自己評価報告を館長が協議会に諮問し、それに対する意見として外部評価を受けるものとする。

2-3. 具体的な評価制度の案

- ① 2-1 および 2-2 の考え方に基づき、「琵琶湖博物館第三次中長期基本計画 評価実施要項（案）」を策定した。（別紙 議題 2 資料 1）
- ② 上記実施要項に基づき作成される内部評価報告書ならびに外部評価を加えて作成される評価報告書の構成を明らかにするため、評価報告書目次案（議題 2 資料 2）を作成した。
- ③ 報告書の内容のうち、重点事業ごとに作成される評価ページのサンプル案を作成した。
- ④ 外部評価について、琵琶湖博物館協議会の委員の皆様に評価結果を記入いただく「琵琶湖博物館 協働・伴走型外部評価 記載要領及び記載用紙（案）」を作成した。